水鏡

下

僧4
775
97

曾4門 775/97

水鏡卷下

四十八 廢帝 天平宝字六

五十 光仁天皇 宝亀十一 天應一

五十二 平城天皇 大同四

五十四 淳和天皇 天長十

四十九 稱德天皇 天平神護二 神護慶雲三

五十一 桓武天皇 延暦廿四

五十三 嵯峨天皇 弘仁十四

五十五 仁明天皇 承和十四 嘉祥三

第四十八 廢帝　天平寶字九年十月崩　年卅三
葬淡路國三原郡

次廢帝と申す　天武天皇の御子にて一品
舍人親王と申す　母七の内の上　従守老之女
かり天平寶字元年冬より東宮に立給ふ　十年廿五
四二年八月一日位に付き給ふ　治年廿六位にて六年
ぐわつ〳〵ぶみにて東宮小之御ひとり　おりを
おく〳〵　治年ども　仍りて　考徳天皇　御門東宮
新田部親王の子道祖王とて　廢帝　天皇
う給ふ　なまじて　諒闇　あるべしに　公卿
とも　はぐかり　給ふ　なんかの　おのく　是　なま
つ　〳〵　かぐ　考徳天皇　御　をり　給ふ　かく

かたをもとりさせ給ひしかこれは四条
ちゝなり給ひしかはこれは大年勝寛九年二月十九日
大臣殿ハ山崎天王寺へ聖武天皇の御
まうりきたり給ふそのゝちとゝ四ひろう給ふか
くみぐりぐりき心ハしまるとばかりぐし
たくゆつるべきとのくまの社にくられ給ひを
申ようさがゝ乃しとゝ中しかこ東大とりしそまの
ゝ給ひしく宵ハ大臣殿ハ下ゝとゝて東大へうれとり
ゝそたくまつるへきとゝ内ぐめやたゝよりしかせ
事ありしに右大臣豊成式部卿永手いさ紀名乃
大ゝ中あふ塩焼乃王ゝ内ゝ給ふ構津大夫

坂野左大弁右麿い四王ゝ内給ふ大納
言仲麿い給とゝ乃ゝ君ゝ給ふ
ゝ給ふ東ゝ内ゝの内ハ
なのくゝ四ひしくゝ中しかハ
内ゝ内ゝ中に食人新田親王
ゝ内ゝ人ゝ給ハ新田親王ハ
ゝ給ふくゝ給ふ給ふ給ハ今ハ
食人親王乃子と立給ふ
のゝふ大炊王ハゝ内ゝ給ふ
ゝ東おの人とゝ給ふ
ゝ給ふ大臣殿ハ下給ふ

中さしはげあるりさはよ仲麿乃大納言の大炊
王をひつかはりをてまつりくわが身のまゝに
ゆくりしかど内よりおつるひろはものよ有りく
ひとへをまつりて赤ゑすはをちの沼ひしを大炊
王と中をを拾ひ中はみ物をたくてのの
ちあれ赤あをえをひをそを拾ゆ玉たち
人ぐ〜ある人〜あまくうあむく見ゆ東
宮をかくふけをそまつと仲麿とうかんをを
いふ中をあづをりきをえしばなるまつ内に
をりをこのをを中しうを海くの川見成
をこかられきをれ拾乃ぐをををはりゆふく

しかくは道鏡をゆまをかはのふをりゆう
まつ〜ざを〜はおの乃ゆまゆ中門の内ぐな
らびをりき天平寶字二年八月廿日仲丸大保
よりあれあをは右大臣とかくを中しかりやをて
日大将をなりてもの数乃時よ名をとふ二りぐ
をくりへををはせをあをてををれ内ぐ
えをゆ〜びをくてせを塚ゆひ〜かり名をとふ姓
沖らんぐかゆ〜ぐよ名まを中しををばをそをまりをる
をを中あひをを〜人をりまゆをふ名をかへを
をを〜かりをぐを中し〜同二年六月二百ををりか
をりををぐ拾乃赤をうふぐをを中〜かりをせをぐをれ

おのゐハ京大ちゐ著昭法師と申人の戸をこのひ
ゆゝしくその四へをくかゝ民徒ゐたゆゝこ
ゝ和しをうげよやすゝこのゝをとりて法れを
ほうこんとりいれゝ功徳とおぼえ法ゝゐ
かり八月台鑒真和尚と申し人聖武天皇の
ほうをあ小招提寺とをそて行ひぎ四六年唐土天
皇尼よりやをまひくゝまゝくゝれ菩提心とな
りてあゝとかりぬれどもゐゝをゐとふゐ当て
うやゝしけ文かなゝ世ゝふゝこ
き勇ゐはあゝゝ世ゝりおゐのゐゐをゐ
ゐをゐひゐへよの大事賞罰をは我をこかん

やをのゝ法ゝ和て仏のち世ゝをこのひ学まひ武
四七年九月よ道鏡ゆ僧都よりくゆゐよ太
上天皇のほかゝりくよゝ法ゐ
邪ゝかりゝゝを忘ゐの大ほみゐをゝゝを
まりかんやゝくいでゝゝ同八年九月二百ゝの
大ほりゝゝよ高野宮の戸をきてゐをを行ふと
りゐ事と大外記清良麿ゝのびやゝふ中ゝりゝぶ
十百ふ太上天皇ゆ鈴戸をはゝめ
ゝをゝゝまひゝと忘ゐの大ほきゝつけゐを
のゐりよりゐ孔宰相くゝひゝをやをてうゐひ
やゝめゝをゝゝは又太上天皇人をゆりていろゝ

しめ給ふに大臣つうひまさあひ申むとい
ふてきかせ給世のためにれいぜいさく大臣はうさ
位とられ関とうさ給ひくさとたてうさ給ん
とたゞひしうさ大臣その秋うけくあふこの世
色ゆゑよみさのひくさゆうみちうさ給ふ
いうて坊さのさとやきさく夫大臣これとえて
角うまの秋のうさへすげうく小領（さうりやう）といふものく家よ
やまれうふ是れおのきは丹のわどかり
しがその屋のうへよりはうさうりうみてう
作りんて試お図よ作（ゆき）くあむるさ
人くをまれいみやまおのうすあ色はかんきうめ迫
いけうりかるく人の心をあぶうしき是きのいく
さをひいうとて世めうしうば大臣又あふこの世ゆり
て舟よりてふぐんとせうかどくゆきあ風有給
おもるんとをうかこ舟よりはりくあむきくか
刻ゆるる十八日よ大臣うちやうれすきをかう
ぶをとうて京へうてまうも日にをあり大
臣とゆせうを世のおぼゆめてきくはうて人の
とれたまふかくかりうきまへぬるあうれよ作りて
事おうと又ふうきゆ作りうきを大臣のむすめた
うう紀色かうちめくたく世とあうふ人かう家
隆（りん）真和尚のさ人子人のはとこふあむ作り相（そう）はと

やのさまにて〜と申くうちあるほの人ふもかを
ちぶ一二人のかどふもかをかりでうと思ひしよりの
大臣うちとられ日ごろいくさの人ことく
なるまの人と打〜さき相を打ふかき事に
おどろくべふ世日やとうをのくまうくかうまうされの
東京のこれうこうの志やさきの玉を信よ法ゐんをふ
こと紙けりく宏乃をしてとりて南国くふ法
りて人の心をそこぶ打〜せ紀をとるさわ法をうのを
おこ〜法をかりけるおちく豊成の大臣を
げむ〜申て信と志りでけをとり はる仲
ねらいつきまる事く志りふひぬことかり沈もと

りおくく大臣九信よおさ九法ふまさおの禅師あさ
ゆふよ法ふまりまりありうあ海とうるよいたう
ふ見れうをそりく仲の沖けきときて河
辺ども世れまつりとせざる〜さふあ〜法仲も
強り国王信よ法さをうんかりい業義戒とう
けまをやれをさ法ひうれまを思へあと
まりくも世のまりごとせんよふのりうう
あり人先志れ乃ふの幻象して いとせんう
又出象してあ〜ん大臣もあるべ〜く打りむくさ
北道境禅師と大臣禅師とうを井をづけを
まりふうをさきうを十月九日太上天皇川い

ものをおこして内裏とかぐら法ひしらぶ文のう
ちよ作しに人くうれかげうせ所しらばみうせ
御ふく文その法うまつり人二三人ばかりとあひぐ
して如ちまく圖書寮のうくよたうして出ちり
角まつりしうしうい納云むひそまつりて伝
をおかしたくまつりるよりれ宣命をばようう
けうたまつりうれはあうもぞうは伝をあるの
法ふぐきうりをのよあうをせく仲九
うかりぐりまつれとそかりんくはうたま
ひあ事をうれをみうを伝をうりぐけ法ひあ
親王の伝をふうとくあうぐりあ面へなり

しうたまつりを法ひうくきんうくうりあ更

第四十九 稱德天皇

神護慶雲三年八月四日崩 年五十二
葬二添下郡陵一

次の見うを稱德天皇ともきうれ孝謙天皇の又
うありつき法へかりあり天平寶字八年十月九日
位を淳文せうう位年四十七世をうり法ふうみ
なり同九年を淡海廢帝國をとのうひ法ふうり
て日でう大風ふ法くく世中をうくく飢をぬる人
おうりうさを中あり廢帝崩を
法法ふうをうてうれをあんくあけ法ひし
國をぬをものおうてうぐめ中しかぐうり法ふ
くあくを法日うせうまひうき国十月二百大臣禪

師道鏡太政大臣のありさま十一月より大学寮あり
しふわも仏の法をもとめて出家の人を
あまたしたがへ給へる（さうし）行基菩薩今年
西大寺とはくをとりたてくり金剛力四天王をいとなみ
たりなまひしふ三昧いと成さまひくいま一脇の
七くびまで彫うこるもれ彫ひ一ばみくちち
ひ彫ひくくり佛（ほとけの）とくようてあづくちん分多
とをそく佛をあり（をくい）あづくねのまくるまをと
いちんおのくびいらもをまへ山彫ひ叶ふ
角くびいまるをもけをこれりでーとの彫ひ
よりもよいかるをくして大王の像あり

行ひをく神護（じんご）景雲（けうん）二年十月廿日道鏡より法皇の
位をさげをおもく神護景雲二年七月より和氣（わけの）
清麿（きよまろ）がいねのあアりくやくをの宮竜（しうれん）を
ひく道鏡と位をはけをまひくこ世中ハ
きふよりあ（さよ）と中き位をのをきて
よりこ事かざりあるくをみくこの
沙汰をアをはひくまるをふ人を
君をするをいまをなをあるをこをアを
あるんあるん人とをはをやふをひはくをく
のくさりセーと位をのをふりを行て帝を
すをめをくまつをくを法麿とをつをひをして宇佐（うさの）

あへやすてまつりく世事とゝこりめるてまつり
しよ龍宮一部元一のゆゑとの霊よいさかも
やうがたりしうで清磨ゆ事きいまりの仏大
事なり龍宮ぐりて伝一がくうゆで仏その
ゑるゆ一とあるゆ一なまへうれ申れいち
かるら伝ゆるゆ一部ひさ神たけ天ゆりよ
てたち月のとくまそむりかゆ部ゆ清九
きとゆまゆ一ねとう物くえんくてまつるぎ天
むのとゆかさゆく龍宮一ゆゆく道場ゆつう
へる聲弟とさゆくゆ神ゆちよたくゆ月そ
世をゆぐゆひとゆ我天ゆ日月ぎのよゆく成り

事とゆげきゆ部ゆうがゆかこりいぞんとす
ゆとゆとうゆふかれゆ月ゆくゆれゆるゆ一仏の
ゆちゆゆとゆふぎゆ尼ゆとれゆゑとゆすけまそ
まゆゆむとすゆゆみやゆふ一切経とゆき仏像とつ
ゆり寂勝王仏一万ゆとゆまそてまつりむゆ月の
伽藍とゆそてゆさひゆ一きゆんゆるゆゆとうゆ
月ゆまゆゆ中尼一ゆゆるゆひとゆゆゆゆもゆゆん
尼ゆゆぐゆの部ゆゆゆ清九ゆ面ゆゆくゆすす
ゆ中一ゆゆて尼焼ゆ月ゆゆゆゆゆ清九ゆゆき
とゆり部ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ

まのりて宇佐宮へ向いたちまねたて三方づつり
ゆぐきてうちく見ちの左右あり四方ゆ切りて十
星だり拾さて山の中へうつと入て見ると流
宇佐宮向いつさく拝しまてまつりふ志那
ちちやのおくちちつ見流宮しひて神封
のちく八方餘毛と向ちせき同四年六月十五日ふ
出門由義宮ゆきの行幸あり道鏡円ちへく出ぬ
けりまと世中すぐふうせかんせと百川うれ
色なげきしかどもちくもをつきりしよ道鏡
見ゆ出門心をなちくゆしそてまつりひと
おりひけぬあとをくまてちりまあ命

き事いくさてなりけ京へうかりせたりし海
てはちくたはくちりどもあちりかどもその志
ひちのみくだりしにあるかは一人いできちくい
見ぐ文事どもやすくなてちひあんと
ト一と百川ゆりくをひいてきて見ちは
丹よはすまて八月宮うせをひる見ちまちよ
ト さんはちとはりあの事い百川の傳ちそこまち
小書ちちうをまちる山みちそ人ちはて
まちちりまこれかやちれもを世れをゆまし
ひのちやはりまんくんとそ宮はりし

川ぎはにて光仁天皇と申き天智天皇の御子の
施基皇子と申し奉る御母は紀朝臣橡姫也神護景雲四年八月四
日稱徳天皇うせさせ給て後とつき
給ふべき人をなくて大臣ども
めされしに天武天皇の御子
なる大納言文屋浄三と申人を位につけたてまつり
給んと申人々あり又白壁王とて御子たちの
おはしまし給をば申人々も有
かどもあれど浄三を申人のおほくすぐ
れたきおぼしめしてありしかばさきもうの為を案内
をのおのうかがひ給ひしかども
をとゝの宰相大臣と申しをはしけれども
中ふ大臣うけひき給ぬ宣命をよ
しなくなりぬ百川永良親王人々をひり
て国をとらせて申うかがへ白壁王をたゝかはし
中よりの宣命と使をかゝひて大市
の宣命をばよばれておの宣命をよむ
いまうは宣命仕給ふ
給ふ白壁王を
諸王のなりぬ
なたゝ

らむときこえて此の大市をたてんとてのゝしり給へる人々
あさましく思ひてやみにし心ばへありがたくて其
しばしば百川ひそかにはかりごとをめぐらして白壁王
をむかへたてまつりてみかどゝなしたてまつ
りしかば此のみかどの位につき給ふ事ひとへに
百川のはかり給へりしなり廿一日に道鏡をば下野（しもつけの）
国へながしつかはし大納言ゆげのきよ人をとさへ
かはしはべりき此きよ人は道鏡がをとうとなり十一月
一日位につき給ふ御年六十二世をしり給ふ事十
二年なりこの御ときにいふかひなくおとされし也廃（はい）
三年まりんぐ井上皇后（かうくう）后（きさき）を博（ちく）要（ゑき）し給ふとては
られ給ひて親王もけかだきさりおはしましにしかばそのころ
よろしむ后もけ給ひかたがたなくさなしびかなしん
きんなとうらみ世給へとの給ひてくるしさまひしに
みなやまひけ給（まま）ひて后もあやしかりしとぞ世の
申給ふかくこゝろなからみことをのみ申しつかはさるが
ろく思ひめぐらし給ふ程に百川おのゝ中とさて
山部（やまべの）親王（しんわう）を東宮に立てまつり給へと申しけれど
みかどはおなし山部親王を申には桓武天皇なりけり
百川まことに親王をはゞかりまつりてみえしとも此事を
申給ひしにひとへにおもひこいかひ申給ふかなしみ
ありしかどもへだてなかりしかば程なく此の親王

とよひさそまつり給ひ
けるとなん申しつたへ
しかまりくあるべき事
なり給ひしとそ申てまつり
給ひ給いけるとなむ
きゝ侍りしかは春こいふはちれいふ事
よろこ[illegible]ふなり[illegible]
侍りかたのもとへまつり給へとも
えのがれ給はすして法井の所のもとへまつり給
ひしかはいく所の親王とをいはんき給よりて
まつり給ひしかはいとけなかりしかは
所は年五十六よりまつり給ひさいれたりし他所の

親王は西門の貴宮の四ゐ[illegible]
いとけなくおはしまし[illegible]十二のそなり
給ひしかはもとの所の御[illegible]
あかりをとをきそまつりくらのそ[illegible]
東宮よりたまひしそ[illegible]所沙年も申けるの
内母なとふくいんてくれはくくれはもと
かりしよりは山新親王のまゐるはそ年かとこ
とのかりかあるむ給はしかはいとけ
しと又なるものとかりひ給へりいとくる
ちくをそ給りしかはの親王とのくをひさ
てまつり給ひくるかうくに給ふ御

屋うくいでたり百川はるどの身ごもとうかがひ
ふるる屋ましまるざとして市井のいまさを形ひさ
みるどなくくうしるひ学てまりまて我ちかの赤
衣と伝よ法けたくまつるむくいふ身どもをを
うれ井よいまを分抱とある人とりて衣のうちか
ててあつうひしうば山百人ふるうき百川はつ
ちおの身をでよあるれかうり又屋衣の人八
人このどうとうるかうちのをつうまりて
世の人ふべうす人のめとうぐひて屋でその
れをとおまへて拾くしに見ざとして見せまき
うれかとこをおうしうの事中法そべうた

おの八人をとうへさしめて人のうまへとおげめん
やをしうぐみぐやしゆにれうしひふ
百川はものをはうりてめううしれよその
八人をうちおうしてきそのつひかへるくさす
をりう屋見るのれうまれいりてあて
してれいちいをおまてのひあまてふをたうれ
しく我衣人をとば山うでもうさするぞこのり
中ひひしは百川はふとをきてあさゆしく
伝り事かり屋をたぐしゆひのまうかるくし
きてまりくおうしめをてまつん又赤衣もあ
しきはんのくれたれ世れをあいとくれ伝う

ゆりとやしらは尺とやさんさんあるをこのふ
屋しとおもひしらで二月四日所の侍をうしな
まつりくいで行ふ（京すけいやしかとも所法
ゆうふかおぼつかなくて志のゆやふかんゆだぶり紙
やしよせくさあくくうゆとおもせくえうとを
をそしをてまつり行へつとと石川きくはあく
かんゆだをたづ〇おしめふかんゆだあげうゆ
うどそのかんゆざうをしかるしものとめてさう
よとそのをとゆをべうしありはまにこのゆをと
さば紙うれうあ伝とやきづくべしとふひしかた
をれうしひしとかのうんゆざにうげゆりうふかん

なざはうをもてくやくいとく君をあやまりきて
まつうむしをうれゆつるはのゆれくかるき事也
所文ゆをうとめくしゆうの物とたまうせを
ゆしうをゆふをべしをれゆくゆでうく
尺とやうゆしをかあうくうをくよ御修して悪
をく洛はゆのこゆををうゆきくゆひさひすを
石川はぶさふ尺とやをよやしかをそれかんのさうを
やしよせくかさ〇やくこうしめをせはひしよをのく
うれはうゆしよ尺とやのゆをきこしめしあ
滅とかうしはひくゆれ尺のをあふいくかもとつ
なるんかうりつゆよいをあ事ありゆふをく

事ぞとおぼせども、かど百川やていきくおの
こと世中の人うれきく侍りぬるをいかぐらけでい
おとしまれつきくやうにて君を海よりあり
でゝそもあんとのくに海せてく侍れらるること
めぶへつゝかども侍さくふけばかり侍ふけきる
ゆくそをみことを海くれあさ海きあとぐる
くんぐりぐりくのやうにやうにまりあるし
百川東宮もあげ侍りそけあてまりくうと
あづめそまつんとやうにて君ぐ拾ひ侍
ひさ百川いりくく宣命をはりくく人くをも
ありて太政官ひして宣旨とまむ皇后及

皇太子とうれちをひそまつるうりあり山中を
ある人君くふりよ君ぐふりあるきあひ
く百川をあして侍ぶ侍りぬ侍ぬを
ありぞあんとこうやこひはるの山かる事
をあり宮ぞくの侍ふよ百川やていくありぞ
くとはなぐくありぐくうあるあとぐ侍り
海をにあるうんよをあるやなりくすこし
もりくくあるをひはるくひくくを世ぬをあく四ひ
きるんをちよあくうれくれくくうば君くく加へ
ひくく百川よをぐ侍ひてうるかくものの侍せ侍て
うりくくよなげさうれ山中ぐ侍りなりき

されも百川はりこまして信よ法印法師のう
くらうれたるをとかりしうたゝ学ぐやまくよ
ゆれたゝ御くなり 同四年正月十四日よ山新
親王乃中務ぐとゝかてねとせ一あるをちなふ
山事ゐくゝよ百川乃ちくなり 勾定とゝ一信と
百川梵釋寺よおめくさの親王と信よ法ちくてま
法ゝいふとゝ行ゝ中ゝめなる比僧親王のゝ
けの寸法をとりくてまつりく 桃天帝釈とはり
きてまつりくをこうひきてまつりきたいゝ下法
門よりていくまうはけ乃君いたゞくとれとせ原
しくあるべおるゝ一ばすみやふきてをを

法ゝとゝ一かくゝ乃ぐきれをう角つゝきくの法
ちをくゝは百川をくゝ乃ぐくゝ寸のゝ子山新の親王とた
てゝ法ゝ法ゝとゝきさ法門ゝゝせうるやう山新を
世礼の親王ゝり我ゝふゝふとも山ゝで原とゝをう
をゝゝきぞくゝの法ゝ一と百ゝゝくゝくこの法
事いくれるく法ゝちくのゝふくとをくゝ法と考
事とはゝふゝくゝ乃ゝ世事ゝゝゝばくて親王
をを法ゝをくゝひ法ゝはゝめくを免法ふを
乃ゝをふゝくゝをくゝ法ゝちくゝひくをふを法ゝつ
山ゝゝ乃ゝくゝ法ゝ世事あるくゝ中よ濱成ゝてい
くゝ山新親王いゝ法毎ゝゝくゝ法ゝゝゝ法

はさまん申しかはみやぬこふさるゆえ
酒人内親王とそそ中うきんとのくまむき濱成まく
中てはたくく貴二はけ子藤田親王御母いやしわらべ
おの親王こそやちはふへけもとゆーと百川目と
いうかーやちもものさくりわぎく濱成をおとて
いとく位よはさはふへうふ母のいやーきやふを
はをえうぬべうべ山新親王御仏めでさく世の人
もうれちくひやそまりふ心あり濱成ゆもく道
理まうべ我命をもはうく侍べはまゆんの
多ぐはやくえうぐれはくりをうあるゆうん
やせめりーうえんどもをふくものさりて

やちりてうはへ入るさひうは百川おのゆどうけ面
りりきうひうそちをくひそりくすうも称
ありはして四十餘日をそりきえうふを百川ぶいの
はよくゆるいぶか事をゆらんじてはうばくく山新
親王うりべきようちもぶくまわせ
別をはうてはいるぶりうきりよ庭まわりて
子をうちよ称うぶ詳わびくくくやうくし
て人くうれおくうまはうを百川屋うてつき
はうさをめして山新親王乃御りへそまつりく
たるまをたくまりりき見ぶあうくく
くねぶーてあうれ称へうあうそぶおうーゆ

〻濱成氏とうし如ひくちゝ家来のごとふ
尺を行り武石川君の出をのふちゝとりて為
とせつる可ゆ仰りて一つをかゝ給たりかゝと人く
ゆあへつる紀因六年四月廿日井戸石うせ行ぬ
ゆ紀現為ゆ龍ゆりて行ひゆき行べの親王も失
たまひゆきといふこと世ゆきこそ行りき因七年
九月ゆ廿日ばうり釈ごとかりて石はちくれゆり
きはゆめくゆくしばの屋のうへゆありつりもう武
因八年冬四月ゆりて世中ゆ井の水ゆれ絶え
為ゆゆ川の水もでゆきくゆんとするゆ行と
天十二月小石川ゆ夢ゆ物ゆふくときうる者

百餘人きうりとくもひくきもぶく
見て記きゆみりどゆ東ゆの出ゆりとかやうり
尺ゆ人ゆ物ゆきひくゆやゆりゆ行ばゆれき是
ゆれ井上の石行きべの親王ゆ霊とゆりてみゆ
ゆりくうもへ行ひくく法ゆ因分寺すて金剛般若
とゆきめゆ世行へゆ紀因九年二月ゆ初ゆべ出
親王ゆきぐ世ゆ初ゆ人ゆすゆふ事とゆ人みゆ
ゆりゆ尺ゆりゆの親王と東宮ゆ尺ゆゆんの
沖ゆもゆりゆりゆ人と行りく尺
世ゆめ行ゆゆ石川ゆつゆとゆぶゆ世くゆんち
ゆれゆこ因ゆとゆ年ゆれゆゆくゆゆ

かくゆきかんだちぞやすくいけんものと思ふ
なしぬ心ありしかど式部のつらひとたちはなくなりかゆ
きくみんなふう世給ひまほしく結び給ひしなさくべの
親王をいさゝかの法くがもなくてなるそすれそのう
あさましく思ひすぐるおほえつむるへり申のりさ
石川によちがとどめてひが事に御てあるはぬ人なり
と申し給親王のみなは法めまつり人あつまり
申のりく御使にかゝる事にあつまりて御法ひ
給ひごとをとそてとしいつくる事とおぼさるゝ
川の月ぬけなち給ふへしと申しけば人これをりこ
とく思ひて親王給をとゞめて申くみちいくだく

の程もなくてうれはつゝひの月ごろはかりぬけ
おち給ひぬ心しあるさふあさ御しく給ひし事也
十月に東史伊勢太神宮へまいり給ひき巨和なる
の法師やまひなくて御くにせさ給ひ給ひしつ
どもそれ志ありしかり定その時乃御給てをこ
なり給むくのあさましつ世給ひすりおほしとぞ
なげき給ふ傳教(でんげう)大師大安寺に行表(ぎやうへう)と申し僧
の弟子になりく法師になり給ひしなりし十二
になり給ふとぞうけたまはりしやあふなるの也
の人になりし文同十年五月にあべのかつまろも
流されてうせにけるとなく給ひき家也ぞ志

くしてはちろの事をぞうれちぶくろ
さしめしあさぬ百七ちくさ三百七十九人ばかり
此人かりとゝのこうて月はいづるとんくゝ
さとをりのむ出しくみ石のふよいそ一月七よ
めりとゝ七月五日あるかんすれば百川よおの月の九日物
いくふくくもべしあかりこゝろひかを百川は
神よ義ん寺いづしき事と思ひあくせくんなれ
のことをさのうて九日よかりくたをさしかくめく
ありぬくなほふ春隆ふ傍おつ百川
ぶのりをしてあひをちめりしその地その傍ふ
義し升上の石をちうちふうくく百川がくび

ときは人をくをくをぞうれちぶ百川が
をくくをくをくをくをくさとはぶんをくに百川
かんすれのをくくよくくひくく八春隆よあくぶ春隆
はをくをくをくをくかりすきく八日川よりふうを
すれをし二十九よかんかるをくしわくくはおく世の
をあくをくこうい中をこなくくかをくはけをくく
人かりをし九夫のいをいくよ傍をきうは百川を
が位をたりをる事いをくくを百川を地かをし
をぐくをれかくちをを百川を地海ぶきおくのくまひ
はぐけくあさかげくをくくまふかれをなりき
さう地又ふ夫のはかげきを傍一四をしち

もうそうをはらひ　かぐらをまつる人
ゆゝしかりなんとせしほどに　ほうそうの
ゆゑをたづねしかば　ほうそうまつりの
はじまりもくしゅ　いまはのときとうらの
ゆゝしかりしかば　ほうそうの法ゆゑ
ふかくなりしとぞ　天應元年四
月廿九日　位を東文にゆづりてまつりごとを行ふ
て太上天皇と号す

第五十一桓武天皇

延暦九年三月十七日崩　年七十
葬二柏原陵

次の人皇桓武天皇と申奉る光仁天皇の第
贈正一位し継の女　皇太夫人高野新笠也寶龜四
年正月十四日東宮より立給ふ御年二十七その年の
夏百川ぢうとうの地震あてまつりしに光仁天皇
のたまはく中ゆゑ中納りぬ天應元年四月に位
をゆづりたまふ　延暦元年五月四日うきたる文流宣旨
無量劫のかなふ三界より他生して方便をあらはし
衆生をすくひたまふ　大自在王菩薩と号す云
とのたまひきふくはかり　同三年五
月七日人ゝ三萬ばかりあつまりて三所ばかり
つくりかく難波より天王寺へまゐりまさんと
都うつりあるべき相なりとかあへり　程よ

共六月よりやまゝ沙門の勾當がなりて小京の屋敷にて
事いとまなく人〳〵をはりてその年の六月をすぎ
ぬる後そのひと六月より長崎の京より天だうりと始
て七ヶ所小諸國の正税六十六万束と大臣已下參
議已上より沙門に長崎の京の家とはなしめ給ふ
十一月八日乙酉の時より戊申長崎の京より門を給
ふ同四年七月中の十五日より傳教大師ひんぢ
山のぼりくすんはじめ給ひ生年十九まで
かりなし給ひ六月より京へ行幸ありさぶ
天だうがなりはつりて高野へ行幸ありて

おなじ年の冬行幸へぐゝせ給ふべき程なりく
なりて行幸あり長崎の京より中納言種
継卿をして修しをこなはしめ給ふ早良の親
王所天とくわんせしめ給ひ人をつかはしていろこめ
給ひくさ〳〵のおこりはつるのよりかりこに
り苦しく給ひく世をすつる事と思ふよりなげ
きてまつりしはは天應二年より作伯今毛人を
いそし人と宰相より名を沙門をそりしと見くかた
ら多たまひしかしこの種継作伯の氏のかた
こはいまさ作伯沙門の申しくく宰相と
やり給ひく三位と沙門を給ひしと申天

ふしをがみたてまつりて後世をたすけたまへと
申しをはりて山門をいでゝ坂本にくだりぬ
すでにあけぬれば車をあづけてそ
まりぬるをかくなりぬるとやすらひぬる
てその道すがらをはりぬ
はるかにくもひなびつゝふる
久しくなりぬるまゝ雨夜日行幸いとふかげ
まの日なれば七日ひとかへりぬ
御堂に伺ひ入むかぶりやうやうて十月
日東大寺にをはしまして
小十八日まで法華経

國人なげきあへりまつり法皇をはじめたてまつ
世をいとはせ給ひしまゝ建暦七年よりこのかた
月まで二年の間ひとり世の人のなげきとか
けきふかくやはゆるあらんときよめてす
まりくれぬ法皇
うらくるかりくもいぐさきてさきまつ
て世の人まつらぶ事かぎりなし
大師聞えの山よりはるかに中堂をさして
廿二日すでにかりをはしまさせ生年
かの法大師讃岐より京へのぼり給ひしより七年十五
まで御ありをはしまし
四十年八月辛卯日の夜ぬけ人

伊勢大神宮とやしろあらためまつりき今もむかしも人の
心ばせ行末しきたりの十月に東の伊勢へ
まつり奉りたまひしものなりの世ぞうけ
さつかつ　これ東の京は平城天皇のおはし
まし国十二年にいまの京の長岡城とたてそめ給ひき国十
三年十二月廿二日辛酉長岡の京のいまの京へ
遷り給ふ　かの国の行幸ありき国十四
年正月に京をたてそめ給ふ　又後の世人と
物語りしかば明神の仰せにはすべからずとぞ
なりぬ　国十七年に初役とありしの
ちの世へ遷りつる早良の親王の骨をむかへ
たてまつりやまとの国八幡の尼宮に祈りあはせ給ひき
この親王の御ことは世中あしかりしてと
人は思ふ　ものの怪ものしるしみやこの
ひとへに物ぐるひして人をとりまつり給ひ
うみかつ海にをぼれて命をうしなはむとす
三度は親王の御ものの宰相宮とつりきむと
は祈りひくに物ぐるひかの御さはりとぞ
なりぬ　七月二日田村将軍さかの観音を
造りたてまつりて又ものとおがりてとして堂
にをさめ給ひ国十九年七月己未日尼かの男ふたり
ありとのたまひて東の早良親王を崇道天王

七日又井上内親王を皇太后とまをすべきよし仰られ
きさいのくにのこうぶくのあそ
まつりごとはじめ
四月十九日ふるきをあらためて
むはすべきよ九月二百伝教大師もろもろの
のく天台の教文を法華会をもとの
き伝ひ十月より維摩会をもとのやうに
やまとだましひをもこのひくにのうへに行
ぶるまひをもとのごとくにあらためて行
かのなりのりてをこなひつるまもりきよ人なるの
法花をもとのごとくにあらためき同廿二年閏十月

廿二日伝教大師はくしゃうしてもとのもとへかへ
らんとのたまひ行りんの行ひをかまへの山にて茶
師仏供をまをさせ行ひき同廿三年正月十二日弘法
大師七十年世一とせ
る傳教大師なりぬ
年六月より伝教大師
天台の法文をもとのごとくにあらためき

天長五十二 平城天皇 天長九年七月七日崩 年五十一
葬二楊梅陵一

次に神門平城天皇とまをすき桓武天皇の御子御母
同大后藤原の良継女皇后乙年漏也延暦九年十月
廿五日より東宮にまをさせ給ふ十年十二月良親王の御ことり

なり同六年五月に改元ありて大同元年六月廿八
日に位につき給ふ御年三十二世をしろしめす也
めんはく御さんかしおくおりしゆきし十月に天
台の受戒ぢやうもしまうけられし宗道天皇御即位の
まやましかよ八幡ると立給ひて諸国の正税の上分
とをそてまつりて祈しづめたてまつり給ひき帝
位に即き給ひし日はやとく給ふ御代のみんしくと東
宮にましまし中さ世給ひなりしとたのかるせてましく
まらんの御めあらしにふゆつくれ東大の傳まれて
せられかの御事るんとはきや給もしば東大を
ぢとそり給ひていなせんずるとの給ハせしかば

冬嗣ぬの卑しくもすぞふ御りへきしにたて人
のちきなをよぶべきふあらずちみなりの兄き
給は祈申給ふづきなりとや給もしのだ東大日本
嫌給うそくたてまつりくふさには利りくはからふ
しいぞろ也分と拝しあなれりくくかきもきこ
やさせ給ひしに小八ぬかり世中まんかてよる
のぼくによあかりかしかぞ見ゆやねがさその比
給ひくは大あかりしにかりしもしりし給御きちつめや
きりあひ中しかくみやずねさふわとつき給
むくはのるすと見きく給よくむ申しさせ給ひしくが
三日ありくりふりやうくらせまた同二年十月

世二百よ弘法大師もつこてより四国を修行しきゑ
ちの仏はこれより法さいれうしゆ也こゝに大師あり
とふ権者と妙うまひたりさ出よりてびかく
せ所ひしこゝに法ちうしてもて御願のくべのさ
ド仏をかうふ義之くゆひしまの物をかさうり
きるかうかしこむさくかりてこれきたれば多くう
ゆうれくはち大師よりかきをへくまりはち見てを
ド如ひとれたいつはをあでとゆうひうみきを
法あしまよりくかへまらびりきく一度ゆ川
くうりかんうきを修ひけるきのむまうり修むく
南門乃額はかきを修ひしてぞかりしてそ又應天門北

額をかゝせ修ひしよかくのまつなるてんをまれ
さまひくゝ門はうちくはち見つを修ひくれ乃者
て筆をあゝしてかげあゞ編ゝこゝばそのこゝろよ
法さまさ見る人をとうちあゞむしくかゞりかく修
ひきそゞそうふあふゞくゝ文字とゝ紀修ゝこゝば
うはまゞあうゝれきあをのくなゝばふふれく
多うはゆかかく修ゝとゝゞいま思ひゞきを修く
事をかゝりゝドなり十一月ゝ中務卿伊予親王
みゝをかゝふけ自てまつんとはうゝそまつ分
くいゆきふえて妙乃夫人まふかりゝゞゝはきく
かりゝまつよむゝれ修ゝりゝよづゝゞく

とくむくうせおはしますそれ親王愛宗のかくすぐ
きおはしまさうけたまはりて世中にうちおこりて大峯葛
城にまうでさせ給ふ同二年慈覚大師生年十五すでにえ
の山よりのぼり給ひて傳教大師の弟子となり給
ひしかうちやはたりつけの國ぬしにはたいはぬ
たりつけふれをせしよ傳教大師をゆめうえたく
まつりてあけくれ山ぶでたまつりんやく
四ひ給ひしかはけよ人ふたさくはかり給ひて
山よのぼりて見てまつり給ひしよ愛のはすか
さふはさかたをひ給ひざりき同四年よみどを
のはかりをいるくびかがんくおこなり給いざ
ばくば位をはをとくはを東宮よゆづりきてまつ
りて太上天皇とおりきはかたの高岳親王を東宮
にたてまつりたまふ

第五十三 嵯峨天皇

崇和九年七月十五日崩 年五十七
葬嵯峨西山陵

次の御門淳和天皇とぞきき極武天皇の第二の御子
平城天皇の弟にましはしかり大同元年九月十八日
に東宮にさだまりたまふ御年廿一同四年四月十三日に
位にはきたまふ同年廿四弘仁元年四月に太上天皇
なりたまはんとすれはうりすれ給ふ中納言種継の卿をめ
て同位のうちにはりしたのせうと
の右兵衛督仲成卿おはりかすていのうちの威と

かつもくはたらくつよこさ国のヨとつゝセーうども
世の人はぐかりとあ〜くゆくくいさぎ記かい〜
はくゝも心さ国ゝつまり給はぎう〜へすて太上天皇ヨ
おとゝ小ゝ〜おとく信とうう給ひ小〜事はゝちかしお
ゝ〜とのくゝゆきうセ〜うばゆゆ〜くたばそちう
国ゝくいで給ひし〜祖ヨ九月ヨ内侍のつゝ太上
天皇とおくゝ和ヨてまつりく信ようゝはきてヨ
き原ヨ多ゝんといふヨいでくく世中ちつかう
すぢめ給ひ〜つり祖ヨ内侍のうゝはつ
さ信とうう給ひ仲成と太伯国〜ヨ〜給うゝ
ヨ〜宣旨とくぶさ給ひ〜ヨ太上天皇ヨふ

ゝり給ひて十日丁未巳内はたいのとりあ川め
給ひ〜かゝみゝ関をかくめ〜ゆ給ひく四村九
の中納ゝ言ノ大ぐゝ中〜をふちうか大納ゝ言ヨかし
給ひくきおくすてるおこうふりうはうてわ家
のゝといさまうセ給ひ〜よそはく十一日ヨ太上
天皇いくきとおこ〜てかゝ〜ゝはたくまつりく東国のかゝ〜ゝひ給ひ〜ヨ
大外記上毛頼人かゝうまうセ国ゝうく大上天皇
ヨでゝ法ゝ言ノいくゝ紙めゝ〜ゝ川めく東ヨ〜いり
給ひねくゝ又ゝヨゝ中ゝうは大納言四村麿宰相
綿麿とはゝ〜ゝうはたゝ〜ゝうて仲成と

いかゝしてさき太上天皇すぢなくてかゝり給ひてれ
くはうゝく入道一品ひてさき内年三年七月内
位ろくろくづゝ命とうかひくされそうゝふ
ゝ人ゝ仏迦太上天皇ゝ内のふゑをすてゝて
下給りてみゝの位をとゝれ大伴親王にて清和天皇
のおりゝ内ゝゝと春宮にさてゝ位ひさきべ多
太上天皇ゝ位方ゝ人ゝはゝをかゝゆるおほりゝ我
同二年正月七日はじめく青馬とゝらんじき左三
月に豊楽院にゝさまひてゆくゝあそうて親王ご
じゝいをたくまつゝせ給ひゝゝみどのかんをと
この菖井親王はゝまぢねさかくゝ松ゝてゆくい

給ふゝうゝかをれ内ゝ
く親王おさかくゝゝ
いくさまゝとの給いせゝ
ゝゝ内のやゝ
二すぢかり給ひゝ
大納言その君給りく
くゝえをゝげめゝゝ
王をとゝ紀いぐゝゝそて
申ていく四村磨ひゝ
ゝゝて えむをとうゝ
つ君御威ゝ給ゝ

ゝゝ内ゝゝと見ゝぐゝゝれ
ゆゝやゝとゝ給ふぐゝ人ゝ
ゝ親王ゝゝは
ゝゝ内のゝゝ
ゝれまゝふゝゝ紀生年十
ゝゝ方れ内ゝゝ四村磨
ゆゝゝゝゝゝゝ
ゝゝ君をゝゝゝゝゝ親
ゝゝゝゝゝゝ門
ゝゝゝゝゝゝの将軍
ゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝ

ふまくきらんざうこうはかり　いま繁氏年いと
けなくしてかくれたる田村麿はるよりそうびまち
てまつるへうはたきいまもしもつ孫とうふ
ぶ病いあらんね作りまたりさて往かく五月
廿三日は田村丸うせたる年四十四よりかく
うあり家はくしかうしに人なり多け五人はすむ
ねのありさ一尺二寸月はさうれまれこうぐくひぎを
ぶるるのいとすぐとうけてうぐこう身ををりく
なすしるを二百一斤ふ作くうをありい六十四行ん
まうせくれりまえるひ〜ありいれるありを
まるこをめぐうはけぐものうれあれわふけを

かくうまつうきわうれきみををうとそれぐいく
うまきさぐ人とは見くはうぐうりうり岡口年
四月は山形云のうち海義いけぐまりうりあり
おうこを副やまかでうれうちふ南園堂とうて
紙ひうれを附為氏乃人は人げうよ三人はうせ
をすげきく氏乃ちうえと形てさくはうり
なり西ふうふうちおうしとうえ作り神武天皇
ちをのち見つぐの御うう作うよおうすれども
子孫あむはうざくくふあすまでかくれいをかを
この為氏よういおうすめれ六月一百官斉とぐ
きまひく病人をみちれほうよ出すつる

事をやめさせ給ひきたふときにもいやしき家
のうちをかしむゝるかやからなるつかさとせの人
いけるかぎりいくさもしめつむく病（やまひ）はさぬきはきれ
うち為むちはいさ次あつうひ届しかふ今ゆるまふ
家んだ法みきへしぬかゝくおほすところもへ
しとれほせくされしてそめでさ給ふとく
相ほん侍りしか式ふとやそくあうぬべき事
なり六年は春伝教大師もろこしへまうり給ひ
給りの船をとゞけむとてはへ渡りしてかと
けとはくるを経とうつし給ふ文うさの寺の神宮（じんぐう）文
ちるかくみえけり　法華経を講（かう）じたまひしよ

大菩薩龍宮し給ひしくされ久しく持りときゝう
ざりつゐわりるがさあふさ海しかつまどくをなこさひ
まゐらふかとうまつし治るすりゝるゞもてるすゝも
ありとのくまひく龍宮乃入御殿（ごてん）に入くもしりさ
きの七條（でう）の法けさ一帖（でう）もしさ経の事玉海一領（りやう）と
大師にさそてまつり給ひき神ぎおふるとかどもなり
より大師にいまざみえきうびこや侍りきて
けさ事まるいまに記えの山にあり五月八日皇子
まうち源（みなもと）といふ姓（しやう）をたまはり給ひき同七年弘法大
師入定（にふぢやう）のやすらかとゝかう（くうや）の山に侍ぐ給ひき　同年
四十三同十三年六月四日伝教大師うせ給ひにけり紀

生年五十六なり位をすてゝ東方に住つゝ剃髪して
うせ給ぬ御諡は親王恒世と申奉る
しを親王あれどもふかくこゝろざしをつくむとぞおぼしけるの御ものがたりまゝ
位をゆづりまゐらせたまひきまもせばゆるあるべきゆゑ
あるとなん世の人申奉る弘仁元年九月に東
宮をたてまつりたまひしかば
ゆゑなりけり

第五十四　淳和天皇　延和七年八月日崩　年五十五
葬二物集陵一

淳和天皇と申奉る桓武天皇の第三
の子淳和帝嵯峨の御弟なり弘仁元年九月に東
宮にたちたまひ同十四年四月に位を
ゆづりたまひ二十八世にあたり給ふ十年ありて天長
二年十月四日丙申みかどの位を辛酉の
年にゆづりたまひしかばこの御門
をもまのあたりみまいらせたまひ
ぬるこゝろをあはれがりたまひ
ぬるさまいとけかりけり
かくらの御はまちよりなきれたまひしかくこゝろ

あめとぐふもせぬ[illegible]ふりうえ[illegible]雄略天皇の
月よりふうせくおもく　二百卒七年といひしより
ひりきりもりかり岡田寺より智證大師生まれ
まそはぬきりくふりのかりひくくもくの山色
のかりたまひきたくい弘法大師乃法ゆかり田
九年十月十日より法師きりとり言葉ゆかり
ねがふべきすり中ひひしりぐ太上天皇弘福寺た
まもそ高野くり新よかもひねんみちの色
ぎりやきりまりまりとりおきもり弘福寺
も天武天皇九年弘法の十年二月廿八日より法
門くねとはきいの示よ於つりの弘法寺より

うりおくり御葬
崩年五十五　仁明天皇　嘉祥三年三月廿一日崩　年四十一
葬二深草山陵
次第天皇　仁明天皇と申き　淳和天皇の第二
御子也母太皇太后橘嘉智子なり　弘仁十四年六
月立太子御年十八天長十年二月宣旨より
位きりふ御年廿四世とり弘仁十七年内さく
ゆ[illegible]て　承和のかくもいみじくおはしまし
ゆべく御身のりいかりしまし
さまをてをきしれたるなりさくびそまる
人かりとりなりむとし慈覚大師此法とり給
まひき　承和元年正月二日　源相院　朝覲行幸

作りき弘法大師のもとをかひ法師にふようてこ
しより後七日の御法はじまりかり月廿一日
より法大師定よ入さまひと記生年六十二かり同
四年六月十七日京賀大師もつて御わり給ひさ
同六年十二月十九日より佛名はじまりかり仏
月より小野寺と法成寺へなどはつりさしむ
しひと法こ法こ作りたんせめども角のやまひ
作りすなどもて御ちぎりはあこ給くも
ちこ法こ作りけるふんのあこれはぐなひさ
れくよのをあふよりぬるをたうけるとさのの
法宣ゆらんじてゆ月きふ以り法をくかづ法つ

かこ法をしなり同六年正月すぐ角むかき
色御ちりり

和こ乃ちこやこ御ちこ法ゆ家て法記くぬく
人ち法けよあるよけ法つりふ○はこの法記り
ふこ作りこかり同七年月八日こめて灌仏い
をかこれなり六月より小野寺めかへこれく
いまぐ伝ちかりこばさちう角のきねとこて
ろ京へいまこ法こ同九年七月十五日より嵯峨法皇
ち世こ法ひこき當代乃ちにはこまる十
七日平城天皇九こ法に阿保親王こ中人法成
ち法月きこ法乃はりこ四ちこそとあてこりて

中納言やすとものきちうこれさいらねんものまて
きこえ太上法皇すでにうせ給ひぬ世中はしらく
きいそぎ給りかんぞ東宮とをもへとうたくま
つ給ん事とをもはけれ給ひかく忠仁公摂政
宣旨をうけてはこせ給ひしかはよりとも世をひとく阿保親
王の女とをもへとをもはせまりけるをこの
うへ但馬権守橘逸勢とはをもへる事ふく
をもはせまりけるを世間よ事あるへしとて
たちまち但馬殿をとらへ給ひしかはこの
きこえ給へしを中納言よりはじめ宰相あまたありけるを
これをはしめ但馬殿をはしめとをもへる人々をもいとをもへし

神とをもへりくはをもへりをもはをもへりをもはをもへりをもはをもへて太
子をのがきんとをもはひしりはをもへをもはをもへをもはをもへ
うをひとりの男をもはをもへりをもはをもへりをもはをもへりをもはをもへ
まりふあるへしとをもへをもはをもへをもはをもへをもはをもへをもはをもへの
をもへうまれをもはをもへをもはをもへをもはをもへをもはをもへをもはをもへ
はをもへなり月をもへをもはをもへ清和天皇をも
おもへ十六をもへをもはをもへをもはをもへをもはをもへをもはをもへ月をもへ冷泉
ぬんをもはをもへをもはをもへをもはをもへをもはをもへをもはをもへをもはをもへ
くまをもへをもはをもへをもはをもへをもはをもへをもはをもへをもはをもへをもはをもへ
をもへをもはをもへをもはをもへをもはをもへをもはをもへをもはをもへをもはをもへ
をもへをもはをもへをもはをもへをもはをもへをもはをもへをもはをもへをもはをもへ

さちをえたりとて人ごとに百姓人うへらまてをあを
清和院へう屋にさそまつりて四日後代の主一親王
をとをあをさそ中納言文徳天皇これをおもし
しかし次嘉祥元年二月廿六日に慈覚大師もつま
しくりうへりさまふとを病もしかしまりあひぐ思
王のあひそまつりくを用ゐをとうんなく
日にかりはけ給をやをしうのひあり法師を選
俗せさ形しめ給ひしに大師もおく
おなりくかりうとはをしかり四之
二月ようふ仰やりむをもなくせ給ひてれぐ
しかりてかりう一日ありうくうせおくしゆきとを

初さ中年いはきしにはかりうをば大切なる
こをもはくおりはりはりぬしはをはかやう
をありうをはをばしあをせんを奥ひ給るを
かりを也さ中はけはけるのをもあり月の初りの
祇乃夢をいづこうをまむをはるをいづくをなをそう
日にしを世中はをいを給りに事なを神武天皇
をあんををりいをりありうをを弧月をを四月をあり
紀義をんをるを人をくをそうをんをしてこのを人
命をりををんを定七八十をりををををををををぬ
をををををを世中乃滅劫のをを仏乃滅法を小を
のをりふををををををををををををををを

こくはくりのまとくちものみちうあへ帰りて
まうしたいとあるくかうりをもはかはかの中に
四十ぐ一をぐりうんそのかりかをとりぐりわかく
あるへんたりねこの四ぐきこそぐふくたはめ
いとづくふいとくんようい御用とうあるまんん
とそあさあ中ぐかりこ事はわうあるかうりかり
あるはふちうこはかはけるくまり
は又不仰かぐして京へかりはたもちぐりて
酒りいぐくりたうはたもちくびをづる
くきこの事もかりかるすきりかぐりかふ
えうりはふいくんひこもはりとけりてやど

むちちはくてかきつけはは世めぐりさんかり
こうりんかりは火かぐんなぐひくりたをきたに
まいんておくばいやくくりりりりりてんどころ
かくもぐはくりりくんんよはくりあるむりを
んを事うくりたをりはは紫式部ぐ源氏かぐや
かきてはるさ酒やをぐんかりきくやいんりは
きどもそのとはすは日本紀ぐ御つぐかぐつ
宮そうくひくりくこそそ屋りて式ア日記りい
かきくはるめれ酒くこの世ぐ人ぐくうかひく
をくりくれくかくりいくくはばりれも人源を
やくくこ思ひはくはくはくりりやくはりの

みるまゝにひとこゝろもひとつかとすてかゝるれし紙ひとり見んとくかゝはすぬ大鏡巻も凡夫ぶんしるばかりをゞ佛は大圓鏡智のかゞみよりをそびたゝまひ給しゝ御ゆゑ大ふしんなる思ひよりくゞをかゝらあゞくゞくゞくゞくゞくもなゞるゞかゞみの用ゞは佛ゞゞしゞくゞ

文政十丁亥夏　五月廿四日写之

中村直衛